

北九州憲法ネットニュース

発行 9条の会・北九州憲法ネット 2012年10月30日 第58号
 TEL 592-5000 fax 571-4346
 803-0817 北九州市小倉北区田町13番21号田町ビル3F
 URL⇒<http://kitaq-kenpou.net/>

第9条

戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認

日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第2回憲法連続講座11月17日開催を決定

テーマは「憲法って何?--する“平和主義”の観点から--」

講師 縄田浩孝弁護士

北九州憲法ネット主催の「憲法連続講座」の第2回は、11月17日(土)14時開始で、戸畑生涯学習センター2階で行われます。講師は、小倉東総合法律事務所弁護士の縄田浩孝氏です。

自民党は、安保発効日の前日(4月27日)に「日本国憲法改正草案」を発表し、たちあがれ日本は、4月25日に「自主憲法大綱(案)」を出すなど、改憲の勢力が勢いづいています。北九州憲法ネットは、憲法を守る市民世論の喚起を目指し、「憲法連続講座」を始めました。すでに7月21日に東敦子弁護士による第1回講座を行なったところです。今後、3月、6月も予定しています。皆様のご参加を呼びかけます。



縄田浩孝弁護士

九条の会九州沖縄ブロック交流会が開かれました

九条の会九州沖縄交流集会在9月9日、福岡市中央区の光円寺で開かれ、「オスプレイ配備反対の県民大会」が開かれた沖縄をのぞく九州各県の40の九条の会から代表70人が参加しました。

九条の会福岡県連絡会の石村善治代表が基調報告し、最近の改憲の動きに警鐘をなりました。活動交流では、「九十九島と公務員が憲法擁護義務の99条を守ることが大事なことにちなんだ名称で略称はスリーナイン」(長崎・佐世保の九十九島9条&99条の会)、「運

動の幅を広げるため、脱原発の運動とも連携、地域のお祭りにも参加」(大分・九条の会うすき)、「自民党の元県議会議員や『後半生を憲法を守ることに捧げたい』と農協組合長も参加」(大分・農林水産9条の会)、「毎年、募金を集め、憲法記念日に地元紙に意見広告を掲載」(かごしま九条の会)などの報告がありました。

(9条の会ニュース 2012年9月20日 第163号から)

平和のための戦争展in北九州

700名の参加で盛り上がる

2012年の「平和のための戦争展in北九州」(以下「戦争展」と略。)は、10月12日～14日、門司港レトロ地区で行われました。(7日には、戦争遺跡ツアーが行われ、若松区の遺跡を巡りました。)

展示には、この地が観光地という事もある、県外・市外からの入場もあり、賑わいました。

13日には、元防衛大学教授もされた、孫崎亨氏が記念講演を行い好評でした。戦争の語り部、平和のうたごえ、青年の自衛隊問題での調査発表など、盛りだくさんの企画でしたが、無事、終了しました。参加者は、全体で700名でした。参加者からのアンケートにも、戦争展を各地で開いてほしいなどの意見が沢山寄せられています。



少女の新たな決意

アンケートの中に、展示会場にたまたま入場した10代の女性からの感想がありましたので、紹介します。

*しょうげきをうけました。今まで、私は、被爆者の方々のお話をきいてきましたが、想像でききましたが、この「戦争展」をみて、想像をはるかにこえる写真がいっぱいありました。私は、ぜったいこんなことにはなりたくないです。今、私たちのねんれいは、戦争はダメだ、

こわい、悲しい、痛いなど、被爆者の方々から、お話をきけますが、将来はどうなるのでしょうか。この現実を、だれが教えてくれるのでしょうか。また、戦争ははじまらないのでしょうか。次は、未来に、私たちが教えるべきだと思います。だから、私は戦争について勉強をしています。そして、一生、戦争のない国にしていきたいです。(女・10代)



講演する孫崎亨元防衛大学教授



孫崎亨氏の講演を聞く会場一杯の参加者



危ない「秘密保全法！」

“秘密保全法”とは？

憲法ネット事務局次長 諸隈美波(弁護士)

1 はじめに

政府は、2010年に起きた尖閣沖漁船衝突事件のビデオ映像がインターネットに流失したことをきっかけに、「いまの法律では国の安全に関わる秘密の漏洩を防ぐ管理体制が不十分」だとして、「秘密保全法」(仮称)を通常国会に提出しようとしています。

法律の名前だけ聞くと、どのような法律なのか、なにやらよくわかりませんが、この法律が成立してしまうと、国民主権や民主主義の根幹を揺るがすような大変な事態になってしまうのです。私たちの国民生活にも多大な影響を及ぼすことになります。

2 秘密保全法とは？

この法律は、簡単に言ってしまうと、政府が「国の存立にとって重要な情報」と定めた情報を国民に公表せず政府のものだけにすることを許す法律なのです。

想定される内容としては、

- ① まず行政機関が、「国の存立にとって重要な情報」を新たに「特別秘密」に指定する。
- ② 秘密を扱う人の「適正評価制度」を導入し、
- ③ 「特別秘密」を漏らした人は厳しく罰するというものです。

この法律の一番の問題は、何を「特別秘密」に指定するかは行政機関などが自分で決め、第三



諸隈美波弁護士

者によるチェックが働かないことにあります。つまり、政府は国民が知らない間に、国民に知られたくない情報を「特別秘密」にしてしまい、特別秘密に関する情報は一切公表されないことになるのです。情報を漏らした者には刑事罰を課し、その実効性を担保しています。

3 秘密保全法が制定されるとどのような事態が想定されるの？

たとえば、日本のどこかの原発で事故が発生したとします。国が秘密保全法に基づき、原発に関する情報を「公共安全及び秩序の維持に関する」情報として「特別秘密」に指定します。そうすると、国の機関からも電力会社からも、特別秘密に指定された情報、つまりこの場合事故の原因や放出した放射性物質の量、汚染範囲などが全く公開されないことになってしまいます。私たちの健康や生活に密接に関わる重大な情報が、政府と指定された者にしか保有されなくなり、私たちは身を守るためにどのような行動をとるべきか判断するための情報を一切知らされないことになるのです。

4 憲法の基本的理念に反する法律です

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義をその基本理念としています。知る権利と言論表現の自由は、憲法上認められてい



る基本的人権であり、それらが国民主権と民主主義の基盤となっています。また情報公開制度と取材報道の自由がこれを支えています。

秘密保全本は、国民の知る権利を無視し、情報の取得を罰し、取材行為についても処罰の対象となりえ、憲法の理念に真っ向から反します。

戦前の厳しい情報統制のあった時代を想起させます。でも現代の日本でこのような議論がなされ、実際に法案が提出されようとしているのです。

5 今できることは？

今、政治に関心がなかった若い人たちが原発反対のデモに参加するなど、自分の意思を政治に反映させるために、自分のできることから始めようとしている人たちがたくさんいます。

国民が重要な情報を知って主権者として責任ある行動、発言をどしどし行い、民主主義社会を発展させていくことが必要不可欠です。

秘密保全本についても、現状を知り、声をあげつづけることが必要なのではないのでしょうか。



九条の会」メルマガ詳細版 2012年9月25日 第149号

編集後記～国際紛争と「あたらしい憲法のはなし」

「領土問題」が緊迫するなか、1947年に文部省が発行した「あたらしい憲法のはなし」が解説したことは教訓にみちていますね。

「よその国と争いごとがおこったとき、けつして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、けっきょく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです」。(T)



カンパ有難うございます。そして、お願い。

「9条の会・北九州憲法ネット」は会費をとらず、皆さんからのカンパのみで運営しています。毎月一回「北九州憲法ニュース」を発行し、また時々の憲法講演会の案内チラシを作成していますが、ニュース、チラシ等の印刷費や郵送料の捻出に四苦八苦しています。皆様からのカンパを是非お願い致します。カンパにご協力いただける方は下記の郵便振替口座までお願い致します。 **振替番号：01700-8-115768 名義：「九条の会・北九州憲法ネット」**

カンパ9月 吉永一 佐多道人 美濃部勝 美濃部恒子 木村玲子 末次美智 玉井史太郎 上西創造 安達恵美子 石橋真智子 後藤篤子 小沢和秋 内山新吾 高智彦 河野よう子 **10月** 江島康弘 増野ノリ子 有馬和子 中荘政子 清松賢治

メッセージ ●印刷費や郵送料に四苦八苦とあり、気持ばかりカンパを送ります。夫婦で...それぞれ1000円ずつですが...憲法ネットニュースごころさまです。9/25 M. M ●いつもニュースを届けていただいてありがとうございます。カンパ、いつも頭にあるのに送り忘れて申し訳ありません。今回は何回分かまとめて送りました。9/26 K. L ●カンパとして 9/26 S. M ●99パーセントのあらずで1パーセントへひれふす人らが「改憲」言ふ 9/26 T. F ●いつも通り、会費・ニュース送料のつもりです。小額ですみません。9/27 O. K ●少しですがカンパとして送ります。10/2 M. N ●北九州憲法ネットニュースありがとうございます。八幡東九条の会の「平和まつり」はすごいすね。小倉南西部地区九条の会も何とか活動を再開しなければ...と気になっています。10/2 A. K

